

福島市告示第94号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第243条の2第1項の規定に基づき、福島市特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

福島市長 馬場 雄基

1. 委託を受けた者の名称及び所在地

名称 一般社団法人 福島県計量協会
所在地 福島市杉妻町2番16号
代表者 会長 八巻 研一

2. 委託した事務の内容

特定計量器定期検査における定期検査手数料の徴収事務

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日